

論説

吉田御師・田辺近江が開発した新しい富士信仰

— 東北大学附属図書館所蔵『扶桑国御祭免し』の史料紹介を兼ねて

大谷 正幸

はじめに

富士信仰は、富士山に「神」¹がいる、または富士山が「神」であるという前提のもとに行われる、その「神」への宗教的な活動である。

富士信仰は、地理的、歴史的、あるいは担い手の宗教的な背景によって多様性を持ち、仏教・神道・修験道・そのいずれでもない立場からのアプローチがある。以下、簡単に確認しておこう。

- 一、日本各地に散在し祀られる浅間神社
- 二、富士山麓の各登山道にある信仰集落
- 三、富士修験（本山派修験）
- 四、角行系かくぎょうけいの諸派

五、前項のいずれにも属さない、個人や小規模な集団による祭祀
本稿に関係するのは、これらのうち、二番目と四番目、富士山北麓の登山道入口にある吉田（山梨県富士吉田市）にて土着の宗教者としてふるまう吉田御師おしと、角行系である。

富士山には、大きくわけて北口（吉田・河口）・表口（大宮・村山）・

南口（須山）・東口（須走）^{すばしり}の各登山口があり、その集落にはそれぞれ、富士登山をする修行者を相手に、宿泊や入山する際の修祓、登山補助の世話といったサービスを提供する宗教者たちがいた。

近世中期に至るまで、富士登山はもっぱら宗教的な行為、すなわち険阻で荒涼たる山を行く修行だった。この点はレジャーを主目的として登られる現代と異なるし、また富士講なる角行系の一派が栄えた近世後期の事情とも若干異なっている。基本的に、富士山へ登るためには、特別な修行者でなくとも事前に百日の精進潔斎が強制されており、少なくとも富士山中において物見遊山の要素は無かったと思われる。

近世中期までの段階では、同じ北麓の信仰集落でも、吉田よりその手前である河口（山梨県南都留郡富士河口湖町）に住する河口御師³の方が盛んであった。吉田が河口を凌ぐようになるには、江戸に富士講が栄え、関東からの登山客が増えるまで待たねばならない。河口と吉田は、北麓の登山道を共有するが故に、山役銭（宿泊や修祓など諸費用をまとめて徴収するもので、各登山口の重要な金銭収入となる）の徴収を巡って対立し訴訟沙汰にもなった。訴訟が頻発した文化年間（一八〇四—一八一八）は、江戸や近郊にて富士講が拡大し隆盛を迎える時期でもある。

本稿で論じるのはそれ以前、十八世紀後半の時期までであり、当時の吉田も化政期ほどには栄えていなかった。また、吉田自体も、元龜

三年（一五七二）にそれまで住んでいた元吉田から雪代（土石流）を避けるためにニキロメートルほど西の現在地へ移転しており、他の登山口にある信仰集落と比べても比較的新しい町並みだったはずである。登山口によってその宗教的活動を生業とする人たちの実態も大きく異なるが、吉田御師たちは、中世末期には「すっぱ侍」とよばれて武田信玄や小山田信茂に従軍するような人たちであり、彼らの富士信仰は伝統的な神仏を取り混ぜて表現したものである⁴。彼らは、富士登山のオフシーズンとなる冬に、檀家廻りとして関東各地（檀家がある地域は信仰集落によって異なり、概ね彼らが富士山を背にして向かい合う地域である。例えば河口御師は信州方面、吉田御師ならば関東が中心となる）の檀家とよばれる顧客に神札を配る旅に出る。そして、御師たちは、この檀家を村単位でまとめて御師株として、廃業したり起業する際に売買することができた。本稿で論じる田辺十郎右衛門も、もと富士山中で水を売っていたが御師株を買うことで新規に参入した御師である。

角行系は、信仰集落の宗教者たちからすれば顧客となる存在であるが、宗教としては同じ富士信仰でも全く異なる基盤の上に成立している。「角行系」という語は筆者による造語で、角行藤仏（一五四一—一六四六）という行者に、自らの富士信仰の起源を求める集団および個人を総称するものと定義している。角行は、人穴（静岡県富士宮市）という溶岩洞穴及び近傍にある白糸の滝を修行の拠点とし、単独で行

動しつつ富士修験など伝統的な宗教勢力に属していなかったと考えられる。彼は神仏の名前を借りながらも非常にユニークなセンスを以て富士山の聖性を表現し、彼らの末裔は全て、多かれ少なかれそのセンスによって生み出された表現様式（具体的には呪文・神名・「お身拔」とよばれる富士山を言葉や描線で表した書き物など）を踏襲している。角行系は統一した組織を遂に持たず、分派を繰り返した。よって、彼らにも多様な立場があり、筆者は大きく六つに分類している⁵。

- 一、初期角行系
- 二、月行系
- 三、富士講
- 四、法家系
- 五、不二道

六、富士講系教派神道

初期角行系は角行から五世代目の月心まで続き、六世代目の村上光清（一六八二—一七五九）以降の系譜を法家系と筆者は呼んでいる。

三世代目の旺心の弟子、月行朝仲（一六四三—一七一七）から江戸後期まで存続した彼の法系を月行系とするが、本稿で重要なのは月行の弟子、食行身祿（一六七二—一七三三）である。

月行が初期角行系に対して画期となったのは、彼が「ちち」「はは」という二人の神に始まる世界創世の神話を唱えたこと、そして元禄元年（一六八八）六月十五日に神告を受け、この日から仙元大菩薩が世

界を統治する時代「身祿の世」が始まったとしたことである。初期角行系の段階では、お身拔や信徒に授ける護符として、描線や文字（漢字だけでなく梵字様のものを含む）を用いた奇怪なデザインを多用していたが、その思惟に哲学性や包括的な世界観は乏しかったと考えられる。しかし、旺心以降、江戸在住の町人として日常を過ごす間に（彼らは宗教上の權威に属さなかったが故に、その日常は貧しい職人・商人そのものだった）、勤労を尊ぶ江戸町人的な倫理観と市販の仏書などから得た知識を自らの富士信仰に導入するようになった。

食行は、より師に近い兄弟子がいたことから月行の嫡流とは言えなかった。筆者は、月行やその弟子が行っていたであろう呪術の形跡を、食行に見ることができないのは、彼が月行門下の中で未熟とされていたのではないかと考えている。しかし、食行は師の唱えた神話や世界観を踏襲し、さらに大きく敷衍した。その表出が名著『一字不説お開身ろく之御世之訳お書置申候』である。

本稿は、これらの富士信仰の状況を踏まえ、新規参入の吉田御師として現れた田辺十郎右衛門豊矩（一六八〇—一七六〇）が開発し自らの商品とした、新しい富士信仰について述べるものである。田辺たちによる新しい富士信仰やその売り方は、従来の富士信仰には見られなかった。これらは以後の富士信仰のあり方にも画期をもたらしたものと筆者は考えている。さらに、田辺の息子・中雁丸由太夫豊宗なかがんまるよしだゆうとよむねによる、富士講の教義と実践を説いた文献『扶桑国御祭免し』を掲出し、そこ

に説かれる蚕神への信仰を田辺による商品の例として考察を深めたい。

一 田辺十郎右衛門以前の富士信仰と蚕神

富士信仰は本来、富士山の「神」を祀るものである。富士山の「神」が直接養蚕の神として信仰されたという事例を寡聞にして聞かないが、全く関わりがなかったわけではない。この章では、田辺たちによる蚕神信仰の、その特徴的な扱い方を比較するために、田辺十郎右衛門以前の富士信仰における蚕神信仰を述べたい。

延宝八年（一六八〇）に発行された『富士山の本地』という読み物がある。富士山の神について、その縁起と信仰することへの利益を説くものである。この中には短い物語が多く含まれているが、その一つに、金色皇女を主人公として、筑波権現と富士権現の同一を説き、日本に蚕がもたらされた由来を説明する話がある⁷。

金色皇女は天竺のある小国の王女として生まれ、父母の寵愛を受けていた。しかし、母が病を得て没したので、父王は新たに妃を娶った。新しい継母も金色皇女を慈しんでいたが、自らが懐妊して皇女を産むと、我が子を一の皇女にしようと悪心を起こして金色皇女を亡き者にしようとした。継母は、まず僧に呪詛をかけさせたが失敗し、次は皇女をかどわかつて山に捨てさせ師子に食わせようとしたが、これも失敗する。捨てられている間、皇女の夢に生母が現れ、皇女が大日如来の化身であり、東方の扶桑国にて神となって衆生を救うよう告げた。

二度の失敗を見た継母は、ついに皇女を丸木舟に閉じ込めて海に流した。

舟は金色の光を放ちつつ常陸国豊浦（茨城県日立市）に漂着したが、地元の長が舟を割り開いた時には皇女は既に息絶えていた。鹿島神の神託に従い遺体を安置したところ、それは小さい虫となった。村人たちが驚くところへ仙人が現れ、その虫に桑の葉を与えて糸を取り、糸を宝とするよう教えた。そして仙人は自らが筑波権現の化身であり、不老不死の薬を富士山に納めて富士権現となり、衆生の願いを叶えんと言つて消えてしまったという。

この縁起は養蚕の起源を説くものであり、茨城県にある蚕影山神社こかげさんの縁起でもあり、茨城県地方では金色姫の伝説として人口に膾炙している。この常陸国を舞台とする縁起が富士信仰と結びついた経緯は不明ながらも、筑波権現を介して富士権現も養蚕の神として信仰させようとしたものであろう。

『富士山の本地』にある説話はメジャーな蚕神信仰と富士信仰を結びつけた例であるが、この刊本と同時期に、これとは無関係な形で富士信仰と養蚕に関する呪術が行われた例もある。それは角行系に伝わる『公事の巻』と呼ばれる文献げつがんに詳しい。

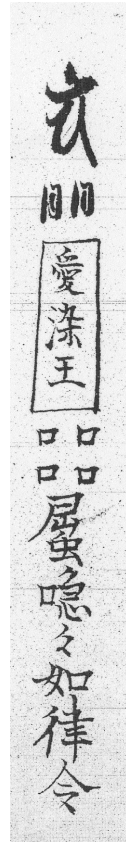
初期角行系の四世代目、月行と同じく旺心の弟子である月珥（一六三〇—一六八九）は、本名を前野理兵衛といい、江戸小伝馬町の長屋にて蒔絵道具屋を営んでいた。天和三年（一六八三）、彼は下野国大月

村（現・栃木県足利市）出身の信徒に誘われて、彼ら二人に信仰の後輩を加えた三人で、信徒の郷里にある天道山・行道山・出流山いずるといった寺社を巡拝しようとした。信徒の実家に宿を取った月珥は、地元の農民たちに養蚕の護符（「かいこの守」）を頼まれた。この地域では養蚕が盛んで、年貢にも真綿（繭をほぐしたもの）を納めていた。護符を書いて渡したところ村中から所望され、本人は五十枚から百枚、後輩にも手伝わせて百枚ほど書かせたという。

実は、経緯はわからないものの、大月村では角行系の歴代による村人との交流があつたらしく、月珥も、以前から手紙で彼らに富士信仰について指導したり、（おそらく江戸で求めた）市販の占いや宗教の書物をもたらししていたようである。おそらく、護符類の配布もこれが初めてではなかったであろう。大月村に近い田中村のある家には、角行が書いたというお身拔が残されていた。この存在を知った月珥はその入手に成功するが、角行系独特のデザインによるこの軸物しきぶつを切支丹の産物と疑った何者かが、当地を領する幕府旗本に密告した。切支丹として疑われた月珥たちは、江戸町奉行と切支丹奉行にたびたび召喚されて審問を受けることになる。

この審問のやりとりを月珥たちの側で記録したものが『公事の巻』である。当初は大月村で護符を配布した事情を問われ、角行のお身拔が切支丹の所産ではないことを弁明していたが、代官が大月村を捜査しさまざまな護符、書物、書簡を押収することで、角行系の歴代によ

る大月村での活動、ひいては月明たちの日常が明るみになっていく。この審問の結果、月明たちの疑いは晴れたのであるが、さておき本稿にて注目すべきは、その養蚕用の護符である。その時配布した護符も代官によって押収されたが、その数は「百五六十枚」にのぼった。この護符は、



と写本に再現されているように、仏教と道教が混じったような極めて俗信的なもので、富士信仰の所産でも、ましてや角行系の所産¹⁾でもなかった。月明が切支丹奉行に説明するには、

右の通守のよし申上候得は、是ハ旺心傳候也、是は甲州郡内道中こがい所ニ而家々ニ御座候を写取、江戸ニ而用ニ無之候得共、もし田舎などにてハ調法ニも可成や人のためと存じ¹⁾

というもので、つまり、この護符は師の旺心から伝わり、郡内地方（山梨県東部）の養蚕農家で用いられていた護符を写し取ったものである。江戸では無用だが、田舎でなら使う機会があるかもしれないとして所持していたということであった。

ここからわかることは、当時の角行系では、独自のものとして養蚕用の護符を用意していなかった、ということである。旺心や月明が、見かけた護符の書式をどれだけ採集して転用していたかは定かではな

く、『公事の巻』でもそれ以上の記述はない。初期角行系では特に、その祖が「書行（畫行）」とも表記されるように、また彼らが大月村で行っていたように、目的に応じた護符類の配布に活動の主眼を置いていた可能性は非常に高い。幕府による審問でも、護符類を数種類取り上げてそこに書かれた内容を問うことが行われている。その中でも、独自に考案するまでには至らなかったという彼らの態度が、養蚕用護符に対する扱いの軽さを示している。

二 食行身祿と田辺十郎右衛門

食行身祿は本名を小林某といい、十三歳で伊勢の山奥から江戸の商家へ奉公し、おそらく四十歳前後で行商人として独立した、典型的な江戸町人である。十七歳の時に月行のもとに入門した。食行は、前にも述べたように、法脈上での地位は決して高くなかった。しかし食行は、幕末以前に途絶した兄弟子たちの系統とは比較にならないような、非常に大きな影響を富士信仰に与えた。それは食行の存命中の思想的、宗教的な事績によるものではない。

確かに、彼の著作は月行の世界観や歴史説を引き継ぎ敷衍したもので²⁾、大変ユニークな内容を持っていたが、自ら著作を複写し親族や周囲の者たちに配布したにも関わらず、その影響は彼のごく周辺にとどめられた。また、信徒なども彼の著作から窺う限り、数人程度しかいなかったようである。また、弟子もいなかった。今まで見たように、

角行系の行者には行名といい、信仰活動をするための名前がある。しかし、彼の著作や書簡類において登場するものはみな俗名である。かろうじて、彼が没する直前に書いた文書において、同郷の友人である永田長四郎のことを「正行長照」と行名で呼んでいる¹³ことから、彼のみは死期を自ら決めた後に弟子として扱ったのかもしれない。

そのような彼が後世に名を残したのは、彼が享保十八年（一七三三）の夏に、富士山七合五勺にてひと月あまり断食することで自殺したことを契機とする。自殺の動機について、『お添書の巻』と後世呼ばれる無題の著作によれば、自身が世界を統治する神・仙元大菩薩の使い（「御役人」となり、不正義を行うものたちの魂（「しん」）を地獄（彼の世界観では日本の外の国が地獄とされる）に連行するものとなるためであったという。その前年、西日本の凶作により江戸に米が入ってこなくなり、豪商が打ちこわしにあった。食行はそれらの事件に憤り、自殺を企図したものと考えられる。彼の主張が正しければ、肉身を捨て、「身祿の御世」とよぶ万劫（三万年とする自筆文書もある¹⁴）続く神代にて、悪人を処刑し続けていることであろう。

食行は自殺する際、富士山へ木製の厨子を持ち込んで断食したとされている。弟子たる弟子がいらない（また妻子も女性ばかりで女人禁制の富士山には入れない）彼は、その断食に際して死ぬまでの世話を田辺十郎右衛門という人物に依頼していた。彼の出自や身元など詳しいことはわからないが、食行曰く「大行合水売り」¹⁵で、八合目にある

大行合（甲駿からの登山道が交わる八合目の地点）にて水を売っていたという。

食行は、自殺に先立つ二年前の登山を「一切の決定」と名付けている。食行の言う「決定」には信心を堅固にするといったニュアンスがあり、彼の意気込みが感じられる。その時、江戸から同行した者たちと富士山中の役人など合わせて九人を「決定の証人」とし、持参した著書『一字不説お開身ろく之御世之訳お書置申候』の複写を配布した。田辺はその一人であり、著書の複写も貰っている。この時の様子は『食行身祿一切決定の読哥』に詳しい。

食行の没後、田辺と江戸にいる食行の遺族たちは、食行を喧伝することで彼の信仰を鼓舞したらしい。らしい、というのは、食行没後から、食行の弟子を名乗る富士行者たちが興したいわゆる富士講¹⁶の活動が明るみになるまでの間に四十年以上の時間がある¹⁷にも関わらず、特に江戸の当事者たちについて言及する史料が非常に少なく、その期間における彼らの活動を相当部分、推測で補わなければならないからである。実際、この時期に関する研究も数少ない。

遠藤秀男は、かつて存在した宗教法人・富士御法（静岡県富士宮市。現在は解散）が所蔵していた文書によって、田辺が元文三年（一七三八）、吉田の浅間神社（現・北口本宮富士浅間神社。登山道入り口に位置し、吉田の富士信仰の拠点となる）の鳥居前に、「吉田総御師中」として食行の名前を書いた幟を立てたという¹⁸。

この文書を書いたのは、村上光清で、当時の角行系を代表する行者である。筆者による角行系の分類では、師でもある父・村上月心からの信仰を受け継ぎ、初期角行系から法家系へつなぐ位置にある。よって、月行・食行たちとは同じ角行系でも異なる流儀にあり、お互い交渉は全く無かった。彼の主な事跡は、享保末から元文年間にかけて、台風で被害を受けた吉田の浅間神社を摂社や玉垣にいたるまで改築・拡充して、面目を一新させたことである。光清は、吉田村名主や浅間神社神主へ苦情を申し立てて幟を撤去させ、また田辺が角行系にて用いられている御文句（角行系独特の呪文「御水」「御心歌」「躰かたまる」などの種類がある）を用いて、江戸の行者に護符を出させていることを詰問した。光清の苦情は、自らが施主として改築させた神社の境内に、自らのものではない、角行系を名乗る広告物を立てられた点に動機があると想像できる。結局、田辺は名主宛てにこうした信仰をしないとの詫び証文を書かせられた¹⁾。

富士山中にて水を売ることを生業としていた田辺が、このような信仰を鼓舞する活動を行い得たのは、彼が御師株を買うことよって吉田御師として新規参入したからである。御師としての権利は檀家（の村や軒数）を単位として売買できることを先に述べた。御師となった田辺は、自らその自殺に立ち会った食行への信仰を主軸に据えた、新しい富士信仰を自らの商品としたのである。

三 田辺一統による商品としての富士信仰

吉田御師は、御師としての名乗りを持っている。武士だった頃の名残るか受領名が多いけれども、その場合、公文書に表記することがあるくらいで、通常は末尾に官名をつけない。田辺十郎右衛門の場合は「田辺近江」である。

田辺とその次男・中雁丸豊宗については、最近、沢登寛聡がいくつか研究を発表している。沢登の研究は中雁丸家の末裔に伝わる文書に基づいており、いずれそれらの全容や翻刻が公表されることを筆者も期待している。沢登によれば、田辺は同じく吉田御師の菊田式部から「職分を分与された」²⁾という。おそらく檀家を購入したのであるろう。岩科小一郎は「菊田式部、佐藤加賀などから且家を分けてもらい」²⁾としていたので、購入先は複数だったと思われる。田辺には半助と多吉という息子がいたが、半助は十三歳にて早逝し、多吉は信徒の他家へ養子に行った。田辺の妻は御師・中雁丸駿河の妹で、その中雁丸が退転するといっているので、多吉は実家の叔父から御師株と檀家を譲り受け継ぐことになったという²⁾。

多吉は父・田辺十郎右衛門豊矩という名に倣い、中雁丸由太夫豊宗と名乗った。この由太夫という名前は他に「好太夫」「芳太夫」²⁾と本人による表記の違いがある。更に、彼らは自らを食行の弟子ということにして（食行にきちんとした形での弟子がいなかったのは前述したとおりである）行名を自称した。田辺は北行鏡月、中雁丸は仙行

真月しんげつという。中雁丸は、食行の伝記『富士山烏帽子岩食行身禄御由緒傳記』において、幼少の時に父と共に富士山中で食行と知り合い、自殺の時の世話にも立ち会ったと書いてある。そして、食行から「吉田仙千代」なる名をもらったという。この伝記にはフィクションが多く盛り込まれており、どこまで史実かわからないが、仙行の行名はこれにちなんだものということになるだろう。更に中雁丸は、二人の子に田辺近江と別の吉田御師・小菊駿河家を継がせた。こうして田辺・中雁丸・小菊の御師三家は田辺一統²⁴として、十郎右衛門の商法を実践していくことになる。

前にも述べたように、田辺以前に吉田で行われていた富士信仰は、富士山を伝統的な神道や仏教の所産によって表現したものだ。このような表現による山岳信仰は、富士山のみならず他の霊山でもごく一般的に行われている。しかし、田辺たちは自らが食行の自殺に立ち会ったという事実を最大限に利用して、新しい富士信仰を開発した。そして、田辺一統がそれぞれ御師として活動することでいわば販路が複数となって新規参入の不利を補った。吉田御師は、近世を通じて少なくて六十軒、多い時で九十軒程度あった²⁵が、彼らは本御師という古参の御師と、町御師という新規参入の御師とに分けられる。田辺は彼以前に御師の系譜を持たない町御師であり、新規参入であるが故の困難は想像に難くない。しかし、田辺一統は化政期直前から始まる富士講の隆盛を迎えて、大いに栄えることとなった。

筆者は、江戸を中心に富士講が栄えたから彼らを顧客とする田辺たちも栄えたとみるのではなく、むしろ富士講の隆盛こそ田辺一統による商業上の努力が結実した成果であると考えている。筆者の、田辺一統に対する研究はまだ緒に付いたばかりだが、彼らが吉田御師として行った活動を、以下の六点として挙げておきたい。

(一) 食行の遺物を聖蹟物として扱うこと

田辺は、自らへの食行書簡、食行が浅間神社に立てた高札、または食行の着衣など、食行にまつわる品々を確保し、自身の宝物として喧伝した。それらを集めているのは田辺近江ただ一家だけであり、したがって登山客に食行の遺物を拝観させ得たのも田辺のみだった。御師としての田辺が新参者であったとしても、このことは彼に大きな付加価値を与えた²⁶。これらの品々は、昭和以降所有者を転々として、現在は富士吉田市歴史民俗博物館（山梨県富士吉田市）が所蔵している²⁷。

中雁丸の『富士山烏帽子岩食行身禄御由緒傳記』では、文中、食行に由来のある品々、例えば食行の書いた文書や脱いだ衣服などに触れるたび、それらが自分たちの所有であることを示している。この文献が単なる食行の伝記ではなく、そういった品々を広告するためのものでもあると想像すると、これらの表現には納得がいく。また、これらの品々を使って、（従来の富士信仰に依っている）他の御師の顧客を切り崩して奪取するということも行われていたらしい²⁸。

（二）角行系をベースとした新しい富士信仰の開発と普及

当時の角行系は、単独の行者とその周囲にいる（決して多くはない数の）信徒や弟子が集団化しようとする時期にあった。前述の光清には、浅間神社改築の時点で、側近と思われる複数の行者の存在が確認できる。また、食行以外の、他の月行の弟子たちも健在で、実子の森惣兵衛は江戸で同行を作っていることが人穴（静岡県富士宮市。角行が住み着いて修行したとされる）に建てられた石造物から知られる。

田辺はそうした角行系の動きとは無縁なところにいたはずであるが、食行の弟子を名乗ることによって、角行―食行―田辺一統（―田辺あるいは、―田辺―中雁丸）―彼らの顧客とする法脈を形成した。そこでは、従来の角行系では決して尊崇されないはずだった、食行への信仰が行われた。これには、江戸の食行遺族やその周囲の者たちによる協力が不可欠だったはずである。そして、食行の周囲にいた者たち、具体的には食行の友人だった永田や、食行一家を居候させていた下級武士の小泉文六郎、あるいは信徒の「渋谷の藤八」（吉田平左衛門）が、富士講の講祖という形で江戸での信仰を下支えすることになる。

（三）新しい富士信仰にまつわる文献の作成と普及

食行は富士山中にて断食するひと月の間毎日、田辺に自身の教えを説いたという。これらは『三十一日の御巻』として記録されたということになっている。しかし、『三十一日の御巻』は、食行の自筆が残っている著作と比較しても全く整合性が無い内容となっている。その代

わり、奇抜な世界観や神話があふれる食行著作に比べて大変平易であり、かつ諸身分の生き方に即した説き口となっている。富士講においては、この巻物自体を崇拜対象にしていたケースもある³⁰。田辺はこれを閲覧者に写させる³¹ことで（ただし有料だったことは想像に難くない）普及させ、本来難解で偏屈だった食行の思想を平易な倫理説教とすりかえることに成功した。

田辺子飼いの富士講の一つ、東講の講祖・南沢正兵衛（一七四七―一八一九）の教えを、弟子の山本善光が増補したという『不二信心独談手習真月集』³²は、天保五年（一八三四）に小菊駿河と講中によって開版され、身内に配布され、後に一般の書肆でも売られることになった。『真月集』乾巻に、居室にてくつろぐ南沢の肖像が描かれており、その机には「お伝え」（勤行に使われる折本形式の教典）と、「三十一日御巻」と書かれた軸物用の箱が置かれている。文中で食行の教えと称する倫理説教を引きつつも、食行の著作ではなくこの二つを座右に置くところに、富士講徒が認識している「食行の教え」を窺えよう。

さらに、中雁丸は、食行の伝記『富士山烏帽子岩食行身祿御由緒傳記』、食行が富士山中で自殺する際のことを記し教義的な内容を付加した『身祿御入定記』³³、後に紹介する儀礼の手引き『扶桑国御祭免し』など、食行にまつわる、あるいは自らの富士信仰を実践するための文献を生産した。

（四）新しい富士信仰を実践する儀礼様式の開発と普及

富士講では、現代にいたるまで、月次や登山の前後、あるいは必要に応じて「拝み」「法会」などと呼ばれる儀礼を行う。ここでは、掛けたお身抜の前に、拝み箆筒とよばれるポータブルな組み立て式の祭壇が置かれ、お伝えにある和歌や呪文が詠唱される。拝み箆筒には大抵小さい炉が入っている。炉に線香を幾束も立て並べ、食行作の和歌七二首を「お歌」と称して一同が歌う中、噴火する富士山に模して威勢よく線香を焚きあげるのが拝みの常である。

拝み箆筒は一品ものの手作り工芸品だったようで、全く同じ大きさや構造のものは見られない。これに反して、お身抜は、特に富士講のものは「五行お身抜」と呼ばれる一定の書式で書かれる。本来、お身抜は、角行系の行者が修行の成果として聖なる富士山を表象するために描かれていた。しかし、富士講においては主に祈祷の本尊であり、また田辺の富士信仰には欠かせない商品だった。文化十三年（一八一六）成立の『隔搔録』によれば「北行ガ書スル御身貫今價金三兩位也」³³という。この三兩という値が他の御師でも同じだったかはわからない。田辺が書いたお身抜ということでプレミアがついていた可能性がある。

富士講のこうした儀礼が、食行以前の角行系で行われていた形跡は全く見当たらない。例えば『公事の巻』に示される月明の日常では、自らの信仰が金銭目的だと思われないう、また職業宗教者とトラブルを起ささないよう細心の注意が払われていた。よって、このような

派手な祈祷など行い得なかったのである。そして、食行本人も、こうした儀礼を行ったことはなかった。中雁丸による伝記ですら、食行をセレモニーの祭司としては描写していない。ならば、このような儀礼の開発者として、まずは田辺たちを疑うべきであろう。

岩科によると、田辺が元文三年（一七三八）に書いたお伝えがあるという³⁴。それは食行の和歌七二首、「扶桑国蚕女神祭」四首、御文句と続くようで、その内容は現在の富士講で用いられているお伝えと大きく変わらない。食行の和歌は享保十七年（一七三二）成立の『食行身祿一切決定の読哥』で初めて示され、食行が自殺をするのはその翌年なので、岩科の挙げた田辺自筆のお伝えは最古層に属するものと言える。つまり食行の没後、田辺はかなり早い段階で、御師となつてこうした勤行教典の開発を始めていたと考えられる。ただし、江戸での富士講が社会の表面に現れるのはこれより四十年以上後のことであり、儀礼の実践、特に拝みのような祈祷がどのように整備されていたかというようなことは、今のところ全くわからない。

(五) 新しい副次的な信仰の開発と普及

富士信仰は、冒頭にも述べたように、富士山の「神」を祀るものである。田辺たちは、富士山の「神」（この場合は「南無仙元大菩薩」）への信仰の他に、副次的な信仰をいくつか用意した。従来の富士信仰においては、富士山の「神」の他に、富士山各所に神仏が祀られているが、それらがその富士山の祀られている場所を離れて信仰されるこ

とはなかったと思われる。

まずは食行身祿、そして北行鏡月・仙行真月を加えた三人、つまりは食行と自分たち自身がその対象である。よく見られるのが、化政期以後、富士塚などの富士講の石造物に造られた、「食行身祿衲／北行鏡月真／仙行真月真」と名前が彫られる石碑類である。富士吉田市歴史民俗博物館は、中雁丸旧蔵の食行・北行・仙行三人の木像を所蔵している。その木像は、印を結ぶ食行、『三十一日の御巻』巻子を捧げ持つ北行、同じく雪を入れた茶碗（伝記に、自殺参籠中の食行に進める描写がある）を捧げ持つ仙行の三尊によって構成される。この三尊像は田辺たちが推進したい、「礼拝対象としての食行と高弟二人」のイメージを端的に表現したものと言える。同館の展示解説によると、この像は天明八年（一七八八）銘の厨子に入っていたとされ³⁵、もし像と厨子の造立時期が同じであるならば、既に中雁丸が存命していた時点でこの三人を信仰対象とする活動が行われていたと言える。

田辺たちは他に、富士山五合目にある小御嶽石尊大権現こみたけせきどんを富士講の礼拝対象に加えたり、次節にあるような蚕女郎とよばれる養蚕の神を自らの富士信仰に取り入れた。

小御嶽石尊大権現は太郎坊と呼ばれ天狗を祀っていたが、本来は地元の杣人が祀る小社だった。しかし、田辺のお伝えにその名前が取り入れられ、またその画軸が拝みの際に本尊として掛ける軸の一つに加えられた結果（お身抜・コノハナサクヤヒメ・小御嶽石尊大権現の三

つの軸を「御三幅」といい、三尊として掛ける）、小御嶽の社には「信心ノ者神器ヲ納ムルニ各大ナルヲ競ヘリ」³⁶というほど、什器や施設の寄進が多く集まった。次節の『扶桑国御祭免し』でも、「八九病渡り急なるくるしみにハ小御嶽太郎坊正真可頼也」として、その神を用いた呪術が述べられている。養蚕の神については次章で考えたい。

（六）師弟関係と師檀関係を複合させた顧客の困い込み

田辺たちの顧客は、同時に彼らの弟子でもあった。富士講の中でも、田辺たちを食行と自らの講祖との間にはさんで法脈の系譜を形成する講は、彼ら子飼いの講といえる。そして、彼ら師弟・師檀が行う流儀は田辺たちによって開発された新しい富士信仰である。無論、講祖が食行の直弟子を名乗って田辺たちを系譜に入れない講も多くあったが、彼らと異なり、田辺子飼いの講は更に講同士で田辺一統の檀家衆として結束した。文化年間になって、田辺近江（十郎右衛門ではなく中雁丸の子）の後継者をめぐり田辺たちと江戸の富士講がトラブルになるのであるが、その際にも田辺子飼いの富士講は「江戸拾叢組衆中」として事に当たっている。この顛末については沢登の論文³⁷に詳しい。

田辺子飼いの講は系譜以外にも、その行者名の末尾に「シン」「真」「伸」など講によって字に違いがある）字を一種の称号としてつける特徴がある。例えば、前述『真月集』の著者、山本善光は、本名を善兵衛といい、下谷（東京都台東区）にて湯屋を経営していた。彼が富士講の行者として『真月集』の著者たる時は「山本善光真」と表記さ

れる。この場合、「真」字がその称号にあたる。この習慣は前出の石碑類にもあるように、食行身祿が名前の末尾に「侷」字をつけていたのになぞらえて、田辺たちが北行鏡月「真」、仙行真月「真」と自らに称号を付けたことに始まる。この称号はそれだけでその行者の属する富士講が田辺子飼いの講であることを示し（田辺たちと師弟関係に無い講では行われない）、食行―田辺―自講の系譜を意識した上で行われていたと考えられる。次章の『扶桑国御祭免し』を中雁丸に授けられた真行ぎょうみょうじゅう妙仲も、自らの名前の末尾に「敬伸」と付けて名乗っていた。二文字になる例は他に知られないが、「敬」字を以て「伸」字を修飾したものである。

四 東北大学附属図書館所蔵『扶桑国御祭免し』

真行妙仲こと三浦文治郎は、江戸麻布広尾町にて紙屋を営む町人である。生年は『真行妙仲敬伸記』の記述から計算して宝暦十年（一七六〇）、没年は不明であるが³⁸、文政六年（一八二二）、六十四歳の時に『真行妙仲敬伸記』³⁹を書いている。安永五年（一七七六）、十七歳の時から仙行真月（中雁丸）に教えを受けていたという⁴⁰。彼の先輩に修山禅行こと包市郎兵衛という人がいて山包講を興し、真行もその講に属していたが、独立して山真講を興した。山包講も山真講も、千葉県地方、特に房総半島へ伝わって勢力を広げた。

東北大学附属図書館が所蔵する狩野文庫に、富士信仰関係の写本と

刊本が合計十三点ある。そのうち、中雁丸から真行へ授けた写本が一点（『扶桑国御祭免し』）、真行の著作が二点（『真行妙仲敬伸記』、『富士神心秘傳』）、仙行の著作を真行が書写したものが一点（『身祿侷入定記』）あるとされる⁴¹。真行筆のものとされる後の写本三点は奥書に真行の署名を記すも、筆遣いが全て異なっており、これらがどこまで真行の真筆であるかは検討の余地がある。

中雁丸による写本、すなわち『扶桑国御祭免し』も比較となるべき中雁丸の真筆を筆者が知らないので判断できかねるが、「食行身祿侷」と書くべきところを「食行身祿侷」と書くなど不審な点があり、彼らの真筆かどうかは真行のものと同じく疑わしい。しかし、これが中雁丸による著作であることは疑いようがなく、彼らが子飼いの富士講に対してどのようなものを与えようとしていたかを語る実例として、この縦帳四つ目綴しの写本（狩野文庫No.二―一五七〇―一）を翻刻して紹介する。

『東北帝国大学所蔵狩野氏旧蔵書仮目録』以来、狩野文庫の目録類ではこの写本のタイトルを『扶桑国御祭免し』としているが、角行系において「免」字は「ゆるし」と訓み、教義や呪術の書式を伝える文献のタイトルに用いられる。よってここでは『扶桑国御祭免し』で通ず。翻刻の原文はマイクロフィルム⁴²に基づくが、写本自体は未調査なので、書誌学的な記述は他日を期したい。

翻刻凡例

翻刻の規則は以下の通りである。

- 一、漢字は、原則としてユニコード上で表現できる字体のうち、その表記に最も近いと思われる字を個別に選び、正字体・旧字体・略字体・新字体・常用漢字などの文字セットにとらわれずに用いる。偏旁などパーツのレベルでこれらが混在する場合は原則として旁で決定する（例・表記「禱」⇨翻字「禱」）。
- 二、「ㇿ」「ㇾ」などの合字はそのままの字形を用いる。「ホ⇨等」「ヒ⇨被」などの略字は元の文字を用いる。
- 三、変体仮名は原則として平仮名に翻字する。ただし、「ニ」「ハ」など助詞や送り仮名として片仮名を用いている場合は片仮名とする。また、「江」と「而」は、それぞれ助詞「え」「へ」「て」として（特に、文字を小さくして）用いられている場合は漢字のままとする。
- 四、文字の大きさ・配置・罫字や平出・ルビなど、原文にある、改行以外のレイアウトは翻刻にもできるだけ反映させる。
- 五、踊り字はその表記に最も近いものを選び、受けるべき字の種類によつて固定しない。ただし二の字点（と）はノノ字点（リ）で代用しない。
- 六、御文句の名前の一部として用いられている「策」と、「采」の二字は外字として対応した。特に「采」は上の点二つの書き方が「米」と明確に異なり、八丁左でも二行目は「八木」と書かれ「采」であるが

三行目は通常の「米」である。この字は八丁左の「食之一字ハ采」から『真月集』の「喰の一字は八十八真の井に止る」（下巻廿二丁左）に対応し、訓みは「ぼさつ」であると思われる。なお、本史料には、筆者が角行系文字と呼ぶ「𠄎」など角行系独特の文字は現れない。

七、読点は一切付さず、句点のみを付す。呪術を扱う文献の性質上、難解かつ未知なる箇所が多いことを考慮し、間違つた読点によつて期せずして読者を誤らせる可能性があるためである。

八、丁の左右の区切りは、レイアウトの都合で前の面の末尾に付した箇所がある。

九、改行は儀礼の供物として列挙している場合などを除き、原文に従わず段落ごとに付すにとどめた。

十、本文わきに脱漏を補つた字や文章がある場合、字の大きさに構わず本文の字として組み込んだ。全て本文と同筆である。

翻刻本文

〔表表紙〕

（題箋） 扶桑國御祭免し

〔中表紙〕

扶桑國御祭免し

〔二右〕

一不二信心之御祭り之起リハ享保十八年丑ノ六月十三日江戸表におい

て 参明藤開山南無仙元大菩薩様 日月星一佛一鉢ト開キ御祭禮
八月二十三日十七日二十日二十六日御式日ニ御備神酒奉差上長日御食
并ニ作り「二左」初物御茶御地走可仕候。朝夕之勤行は十五首の御詠
哥又ハ法會寄合月待ハ朝夕三座宛民家為助ケ之病心訴物田畑ニ付し
そのむくいたゞり事よけ道切ニは講頭為願相続之上信心御定法品と
奉備江全ク無私心本之御名代祭事 至格也。

「二右」

一信心之行者ハ食行身祿侑と云人ハ生国伊勢一志郡川上ニ而清水村ハ
十三才之年江戸本町ニ由有商賣心かけ仕合能シテ富山と薬種其外太
物等商賣致し二三千両之有徳と成り富山甚左衛門与名ヲ代江家職ヲ
致所に其頃不二信心之行者月行増仲と云人 参明藤開山と「二左」勤
メ行ウ講中町内にあり。此講中ニ拾七才之年より志シ年と六月十五
日早天ニ頂上ニ而朝日様拜禮夜ハ月光佛一筋ニ心願仕古の徳にや日
ヲ追而我と心あかるくなり身上宜敷なり金銀ニそうちやうするに次
第に身おせむる事ヲ覚り在る程之財寶を親類「三右」手代江ゆつり其
身ハ江戸之かたはらにかるき商賣を致シ妻子ヲ養ひ只一筋に月日仙
元江我か行法徳にハ衆生を安ク奉助かり妙徳を御授ケ奉願と朝夕兩
度之こり月之御式日御備江御酒奉差上朝ハ明七ツより夜ハ九ツ迄勤
行ハ毛頭いつわり私「三左」なる事一紙半錢不仕御山中道三度御内八
湖あらゆる身のしや心くるしミ勤る事四拾五年なり。此信心之真理
にかなひ御喜隨ニ奉預り然ル上ハ 食命を差上不二山北西七合目に

烏帽子岩と云岩下ヲ浄土と究メ下江行日のうち衆生安く助かる四民
之職「四右」御おしへ可有と御授ケ奉請享保十八年丑六月十三日五寸
ハの足駄ヲはき千人の真佛ヲ足下に祭り登山之願望ハ日本東南北
千里四方とふミ開き一里ニ一人之真佛ヲ悦ハ世の中身祿の御代と成
貴賤心おろくにしてこりせうぢん又ハ諸国の神佛江廻国順「四左」礼
勤行不勤とも御おしへの道を至格と尋候祭り事ハ日本扶桑国蚕女
郎と云祭事也。古根富士仙元大徳作と衆生とない来る事天神七代地
神五代合て十二代ハ日月富士一鉢にして外ニ祭ル事もなく衆生身祿
并と云五穀之祭り男之働女子ハ蚕ヲ養「五右」芋をうミはたをおりぬ
いはりして夫妻の家職ヲして天子天下大守江御みつきもの差上戸
さ、ぬ御世と言身祿の樂也。仁王之御代に改る事は仙元大徳作衆生
ヲあわれミ深ク衆生ヲ子のことくあらためなく御支配被成候ニ付生
ヲ請るもの我まゝいたし候ニ付て「五左」神の世と改天照皇太神之御
代とひき代り仁王六代迄ハ雲霧につまれ御山見へす雲はれて御
山はれたもふ云事ハ時代之祭り代り也。

一信心之本に扶桑国と言ハ改ル候事なし。天地はしめより貴賤之古根
なり。女ハかい子之躰いの字なり。衆生の妻女「六右」子種の古とな
り衆生御助為に蚕となりて貴賤の位官せうそく暑寒のはたへをか
くす蚕のむしと成せたもふ。食行身祿侑ニ御さつけに入定之行者な
らてハ日月之御光明躰えおん宿りたもふとハ不叶世間職分之さ、
ふり鈴ふりに乗移り物おしへと言ハ皆「六左」家業に致スとなり。天

地同躰なる古言ハ躰内を改メ明鏡となる躰へ移リ物おしへする元ハ
葉を食する女郎ハ蚕なり。春の陽季に葉と云青葉めくむ頃に女子此
種をはたへにあたゝめル時に青葉のいろとなり葉のめとるごとく毛子
となり幸と葉の葉にとりつき「七右」食となす人も母の躰内ヲ出てそ
のまゝちふさにとりつき人となるは一体也。しぢのおきたけのおき
ふなおきにわのしまいと云ハ天地の御恩二葉ふと言心をにわのし
まいといふ真理也。出生方四九三十六日と言にまい見はしまる事年
の四季月之日糞祭りの元なり。「七左」五穀こひに茵草入ミのりお働事も
蚕のふんど元こひとなるはしめなり。此子くそといふ中くろうむ方 葶種出
る。此引くそよりめくもめくさの音その種出てもめん草となり衆生の寒暑をしの
きなり。人間とても皆元作の利同躰成。女子葶をうミ見づきは子
かい糸ぬいはり男ハ葶仕付「八右」富世おこし天下太平の御奉公今
日勤方女一反をはた織といへは男一反の田畑をうねふ。女はたを一
おきとあれは男田畑をおきといふ。女はたをまくといへは男も田
畑に種蒔といふ。女はた草をとるといへば男も草入といふ。女蚕に
葉を入るといへは男も田畑にすき鋤を入るといふ利「八左」月日合
躰にて天下国下の御祭りなり。貴賤人間食之一字ハ采なり。然れと
も眞の米と言ハ蚕働之女男之本入百性田畑を作仕付る元真穂作成。
此みつき上納して 天子天下国主ともなる此種二十五億三明の
御水帳所持なく都田舎によらず「九右」家業するハ采の官三段なり。
国郡村里往来る人は人の本なり。四民之内工商ハ采の眞不足なり。

おん田から百性と生れ請る事ハ過去生れまし一疋壹人也。民ハ太平に国土を納
るの元にては一躰の元也。一切衆生みな一躰に助かるの元能と尋て
我と迷ひ「九左」をはらし信心の眞の理を明らかに勤メベし。人と而
一切のむくい又ハ身に傳へたる病心子種等之授ケなきは我となす事
なり。此信心の鏡ハ土なり。すむをにこらすも土にこりをすますも
土なり。日月星の清明なるも土石の敷地ヲてらす天地の「十右」間
にあらゆるもの土よりおこるなれば此真理を能と尋て我と躰内ヲ能
改見る時ハ人間にましたる者なし。されは祭ルも此心ニ而今日より
改て天の八重雲も不二の朝風に吹拂ふごとく爰に心鏡を峯と麓に立
置三国第一山南無仙元大穂作一佛一躰の「十左」妙慮に叶ふ事をは
つ明すへし。

烏帽子岩御宝前御ゆるし

一 地堅メ何ニ而田畑居屋敷等ニ付たゝり除ケ祭り法會又親類一家中ニ
而願候ハ、神前ヲかざり御身抜ヲ掛ケ地祭ルには躰堅丸御もん句可
勤也。「十一右」

御築の水脉の御もん句可勤也。

糶種一舛是年之種人ニ可用

御備江 五飭但シ三表敷可備

御神酒

白米 程二つもり

十五首七座一座ニ築水東南西北多五度宛ふりかけ可申候水のもの句

〔十一左〕

御備 三飴リ

一家作等ハ 御酒

白米 程つもり

黒米 同

十五首三座築の水一座ニ三度宛可勤也。

火防ニ八湖之御身抜十五首一座可勤也。〔十二右〕

一家筋に傳り候病苦たゝり也事世間ニ有事ハ此信心之義能と尋候へハ皆我と心ニ覺り皆身に参と言一心ニ而道切必とたゝりなし。されと

愚知なる人心ニ而参り願事あらハ如斯神前可備品

五穀之種 三合宛〔十二左〕

居屋敷片原に居所之土ヲ納其入替之土右之場所江入可申候。十

五首三座御守護神ヲ可奉頼也。何様之うらみ筋ニ而も立所成との御

傳江ニ御座候。

狐になくつまミ〔十三右〕

氣常とハきかつねになくまよふゆへ

きつねにあるに狐かこん

御加持水ヲ以十五首三座其上立のき不申候ハ、真の采の御定法御傳

の通可改也。

原道なと方病氣可除ハ

御加持水ヲ以 御身抜御文句三度となへ吹かけ

八九病渡り急なるくるしみにハ〔十三左〕小御嶽太郎坊正真可頼也。

御詠哥

御十五首ヲ以御いさめ御定法申渡し言上ニ此哥ニ而可拂し。

砂山と木山に有らむ小御たけも

外山にくらべまた上もなし 三度吹かけ

悪神は我と我身て身をせむる

真とに有るに何とたたらむ〔十四右〕

一食行身祿侑御出生イ勢の川上清水村と御傳江ハ深キ真理也。人間出れ三十三段有ル中ニ四民是本人なり。古根扶桑国之高位ハ地神天上

也。くらはいは水元土位土御門と言くらしい也。仁王の御祭り改りもの

每皆替り元ハ末ニなりて位ハ高キ所に有ると〔十四左〕敬ふ事時節也。

尤御祭り事ハかはれ共水土ニはなれたるハ不叶天下之御祭りハ神佛

高官なる方も御水帳ニはうまれたり。此国郡村里之水上おひとり生


れたもふ御傳江ハ真に三国一躰仙元大菩薩なり。此心を尋ると至格

の信心といふなるへし。敬白し畢。

〔十五右〕

喜夕口御師

北行鏡月真

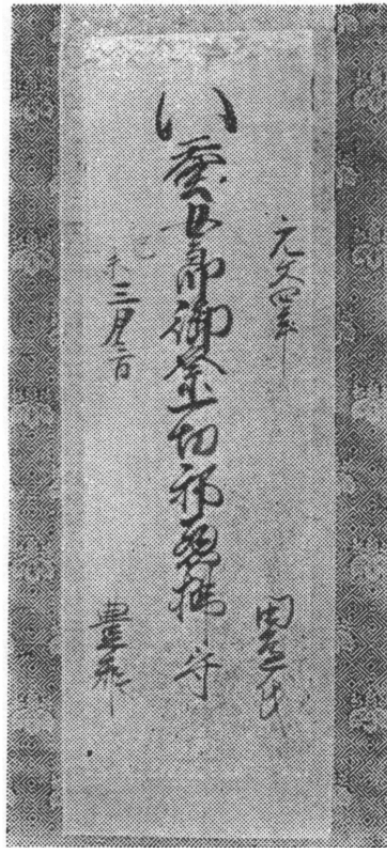
仙行真月 

天明四寅年

正月

三浦氏真行江

五 『扶桑国御祭免し』と田辺たちの蚕神信仰



右に掲出した図は、田辺による「い蚕女郎御祭一切邪惡拂守」（元文四年己未三月三日）である⁴³。先頭の「い」字は、「かい子之躰いの字なり」と『扶桑国御祭免し』にあるように、蚕の胴体にある半月紋を表す。注意すべきは元文四年（一七三九）という時期の早さであり、このような蚕神信仰の導入は『扶桑国御祭免し』が書かれた天明四年（一七八四）のはるか以前から行われていたことになる。前述したように、角行系あるいは富士信仰に蚕神を直接信仰する要素は見られない。

田辺たちのいう蚕神が一般に行われていた金色皇女の縁起を意識

して取り込んでいる様子は、蚕「女郎」という表現からも窺える。しかし、『扶桑国御祭免し』に「男之働女子ハ蚕ヲ養葎をうミはたをおりぬいはりして夫妻の家職ヲして天子天下大守江御みつきもの差上戸さ、ぬ御世と言身祿の樂也」、あるいは「女子葎をうミ見づきはた子かい糸ぬいはり男ハ蒔仕付富世おこし天下太平の御奉公…（中略）…女蚕に葉を入るといへは男も田畑にすき鋤を入るといふ利月日合躰にて天下国下の御祭りなり」とあるように、農耕（あるいは商売や仕官）する男子に対して養蚕する女子という構図を基本に据え、貢物としてその絹糸で織られたものが為政者に献上される、あるいは男女Ⅱ日月ととらえるなど、単なる養蚕からスケールの大きい方向へ話を運ぶ論理は、これもまた従来の蚕神信仰や初期角行系で行われていた護符の転用には見られなかった。そしてこれらの言説が、養蚕の当事者に向けたものではなく、むしろ養蚕と関わりのない人たちに向けて説かれていることに注意すべきである。

これを受けられている真行は江戸市中の紙屋即ち町人であり、その彼が率いる講は、当然、養蚕など行われていない江戸市中の町人（商人・職人層）を主として構成されていたはずである。月明が養蚕の護符を「江戸ニ而用ニ無之候得共」と考えていたように、江戸市中の富士講にとって蚕神信仰の必要性は低い。つまりこの蚕神信仰は、月明たちが養蚕の現場で養蚕成功を祈るために行った呪術と性質を異にする。そして最終的に、相手が養蚕の当事者か否かを問わず、倫理的な

(そして新しい富士信仰を基礎とした) 社会観や世界観へ導く性質を持つている。

さらに、今引用した箇所にある「戸さ、ぬ御世」「身祿の楽」という表現は、お伝えにある「烏帽子岩 みろくの嶽とあらはれて 三万^{みまん}めでとう 戸をささぬ御世」という詠歌を想起させるものである。この和歌は食行の作ではないが(つまり田辺の作)、食行の自殺した富士山烏帽子岩を初句に、食行の言う「身祿の御世」が三万年続くことを讃えるものである。こうしてさりげなく文中に自らの富士信仰への言葉や概念を散りばめて結び付けようとするところに、そのテクニックを垣間見ることが出来る。そして、文面からそのようにお伝えの和歌を想起することができるのは、田辺たちの富士信仰に浴したものであり、その新しい富士信仰を共有する一種の連帯感を読み手に得させたであろう。

『扶桑国御祭免し』の後半は、儀礼の実践を示した儀軌となっている。説かれている内容は(月次などの) 拝みの方法ではなく、特定の場合における実践を示している。ここで注目されるのは、「狐になくつまみ」として、「摘み」とよばれる富士講の呪術が示されていることである。富士信仰の研究史において、摘みの存在は度々指摘されていたが、その実際については伝承も残っておらず、わからないものとされてきた⁴⁴。この呪術を開発したのも、おそらくは田辺たちによるものであろう。『扶桑国御祭免し』にある摘みは、唱える和歌、またその和

歌を用いても「立のき不申候ハ、」と続く記述から、狐憑きに対して用いるものと推測される。『扶桑国御祭免し』には難解な記述も多いが、当時の富士講で行われた呪術を解明する一助になることを期待したい。

おわりに

アメリカの経営学者であるクレイトン・クリステンセンは、出世作といえる *The innovator's dilemma - when new technologies cause great firms to fail*⁴⁵ によって、イノベーション研究に大きな功績を挙げた。彼は、ある分野において主要市場の製品の性能を高める「持続的技術」に対し、時として「破壊的技術」なるものが現れることを指摘した。その技術は、初めのうちこそ低性能・低収益なるが故に、主要市場にいる有力企業やその顧客からは見向きもされない。しかし、性能の向上や新しい需要の発見によって成長し、その波に乗り遅れた企業は、優良な経営をすればするほど、顧客の要求に耳を傾けようとすればするほど失敗する、という。例として、帆船に対する蒸気船、銀塩写真に対するデジタルカメラ、ケーブルで籠を引く掘削機に対する油圧式掘削機などが挙げられる。これらはいずれも、初めはお話にならないほどの高価格・低性能だったが、最終的に既存の技術を主要市場から駆逐してしまった。取って代わられた既存の技術は、さらにハイエンドな方向を目指すことでしか生き残れない。

富士信仰において、伝統的な山岳信仰の類型でしかない従来の神仏

混淆した信仰に対して、田辺たちによって開発された新しい富士信仰は破壊的技術たり得たものではなかったのか？あるいは、角行系そのものが破壊的技術であり、田辺たちによる諸開発によって新しい市場と顧客を獲得し、さらには化政期直前に至ってその田辺に開発された角行系の様式＝富士講が江戸やその近郊において爆発的に流行することで、既存の山岳信仰の様式としての富士信仰を駆逐してしまったのではないか？角行系や富士講を考える上で、この問いは非常に魅力的である。

田辺以前の角行系は、光清が浅間神社の大改築に成功しようと、本質的に江戸の町中で細々と生息し、ごく限られた範囲の人づてにその法脈を伝えていくことでしか生き残れないものであり、食行や田辺たちの出現が富士講に結びつかなければ、いずれそのまま江戸に数多ある零細信仰集団の一つとして埋没し消滅していったと考えられる。それが富士講として、祈祷を本業とする修験道が彼らの禁止を寺社奉行に訴え出る⁴ほどの盛況を迎え、現代においても富士信仰の代表的な一派としてとらえられるようになったのは、新しい富士信仰が角行系の担い手以外の人たち、具体的には田辺たちや江戸にいる食行の関係者たち、彼らに乗って富士講の行者となった人たちによって、商品としてうまく機能したからではなかったのか。これを真正に「イノベーション」と言い得るか、筆者にはまだ躊躇がある。しかし、富士講の普及と流行は、単に信仰の内容を理由とするだけではなく、それ以外

の何かが力学として大きく働いたからであると強く確信している。

最後に、破壊的技術としての「富士講」によって、没落せざるを得なかった人たちの存在を指摘しておきたい。田辺が新規参入の御師であったことを考えれば、すぐに思いつくのは古参の吉田御師たちである。しかし、田辺一統の羽振りがよくなるうと、彼らに吉田御師が支配されることはなかった。もちろんトラブルがなかったわけではなく、先述の光清による苦情を始め、彼らは様々な立場からの訴訟や対立に直面してはいる。しかし、それは田辺たちに決定的な打撃を与えることはなかった。むしろ、他の吉田御師もその新しい富士信仰を商品として扱うことに乗ったようで、例えば御師株を田辺に分けた菊田式部も、後の代には月行からの法脈を直接継いでいる。吉田においては、檀家の融通もさることながら、同業者同士の「技術」もまた融通されていたと思われる。そして、そうした流れに乗れなかった御師は、檀家を売却して廃業していったのであろう。しかし、吉田御師の数はある程度の水準で一定しているのだから、結果として、新しい商品を扱う御師の割合が増えていったのではないか。

筆者はむしろ、吉田と登山道を同じくする河口御師、そして、関東に中世から多少は存在したであろう従来の富士信仰の担い手を、その不幸な敗者と想定している。

河口御師は前述したように、文化年間に吉田御師と山役銭をめぐる大規模な訴訟を起こした。結果として、山役銭の分配は調停される

ものの、そのトラブルは吉田が信仰集落として盛況を呈したことから始まった。その歩調は富士講の隆盛と同調している。そして、河口御師は、最後まで角行系や吉田御師による新しい富士信仰と全く関わりあうことがなかった。彼らは富士講全盛の時代においても、檀那場では従来の富士信仰を推進していた⁴⁷。河口の没落と吉田の隆盛は、単に吉田の方が江戸に近く、江戸からの登山客が経由地として吉田を選択したというだけのことではなかったのではないか。

また、中世以来、関東に従来のな富士信仰の担い手が全くいなかったとは考えられない。埼玉県志木市にある田子山富士とよばれる富士塚は、明治初年にある破損した板碑をご神体とすることによって造立された。暦応三年（一三三九）の年号を持つその板碑破片には、「瀧山千日富士峯前途入壇阿闍梨耶承海十瀧房四十五才逆修」とある⁴⁸。「富士峯^{ふじみね}」とは、富士山南麓にある富士修験が行う峰入り行事のことである。富士山須山口から遠く三島（静岡県三島市）まで、日数をかけて各地の寺社を巡拝するが、昭和に廃れ現在は行われていない。この願主・十瀧房承海は千日かかるその困難な修行の前に、自身の菩提を弔うものとして逆修の板碑を造立したのであろう。

ともかく、そのような伝統的な富士信仰の担い手が、関東において既に十四世紀には存在したことを踏まえると、他にも存在しなかったはずはない。しかし、今のところ、承海の板碑以外にその痕跡を見出し得ないのもまた確かである。おそらく、富士講やそこから派生した

不二道が、内実の違いを無視し、同じ「富士信仰」として席卷することで、そもそも多くはなかったと思われる伝統的な富士信仰の痕跡を蹂躪してしまったのであろう。

（おおたに・まさゆき…東京大学大学院経済学研究科科学術支援専門職員・経済学部資料室員）

¹ 現代的な感覚として、富士山の神といえば神道で祀られるコノハナサクヤヒメがまず想起されるだろう。しかし、多様性を持つ富士信仰の歴史においては、富士山を表象する尊格もまた多様だった。列挙すれば、コノハナサクヤヒメ、イワナガヒメ、ニニギ、富士権現（童子形の垂迹神）、浅間大菩薩（『富士山の本地』『源藏人物語』にあるような中世的な垂迹神）、大日如来、元の父母、南無仙元大菩薩（創造神・元の父母の子）、かぐや姫、仙女（神と言うより富士山の上に舞うもののイメージ）、大祖参神、天祖参神、浅間大神（個性が特に無い）など、名前・性格・由来などの全く異なるものが個別に富士山の「神」として尊崇されてきた。しかし、それらが富士山の聖性を表している点だけは一致しており、ここではそのようなものとして「神」と表記する。

² 例えば、宗祇に仮託されるも十七世紀に成立したと考えられる『名所方角抄』という日本各地の歌枕を解説した文献によると、「隣國の人百日精進こりを取、六月一日より上十日の程に禪定をする也、近江の国の人八七日精進する子細存之よし」（平瀬新右衛門、「江戸初期」、六九丁左）という。「隣國」とは富士山の近隣諸国という意味であり、近江の人が七日でよいのは富士山が琵琶湖の土から成っているという伝説に基づくものだろう。また、後出の『富士山の本地』でも、「此御山のはじまりかのへさるの年夏六月なりしゆへに。今にいたりて此富士山へさんけいするともからは。百日の精進けつさいして。六月朔日より御山にのほるとかや」（『室町時代物語大成』巻十一、角川書店、一九八三年、四一〇頁。翻刻者による説点は削除した）という。

³ 河口御師については、古くは浅香幸雄「富士北口の上吉田・河口の御師町

の形態とその構造―信仰登山集落の形成 第二報（東京教育大学地理学研究所報告七、一九六三年）、菅沼英雄「河口の御師」（『甲斐史学』丸山国雄會長還暦記念特集号、一九六五年）、伊藤堅吉「富士山御師」（図譜出版、一九六八年）、最近では甲州史料調査会編『富士山御師の歴史的研究』（山川出版社、二〇〇九年）がある。発表年に偏りがあることからわかるように、吉田ほど盛んに研究されているとはいえない。

堀内真は「富士に集う心―表口と北口の富士信仰」（『境界と鄙に生きる人々』所収、新人物往来社、一九九五年）にて、近世初期に成立したと考えられる「印むすび」という史料を紹介している。それによれば、吉田御師は登山者を登山口の浅間神社（現・北口本宮富士浅間神社）から、その奥に続く登山道へ送り出すために社の各地で印契を結び、真言を唱え、「ちはやぶる」を枕詞にした道歌を詠んでいた。このように、彼らの様式は神仏両様を組み合わせた土着のものであった。なお、堀内は、後に「富士講成立以前の富士信仰―吉田御師所蔵の作法書をもとに」（前掲注3『富士山御師の歴史的研究』所収）で「印むすび」の全文を翻刻している。

角行系の分類についての詳細は、拙著『角行系富士信仰―独創と盛衰の宗教』（岩田書院、二〇一二年）を参照のこと。

このことについて説かれた『一字不勢津開キ之御卷』については、拙稿「富士信仰のある写本と月行作『直相の巻』」（『仏教文化学会紀要』十七、二〇〇九年）を参照のこと。

本稿では前掲注2『室町時代物語大成』所収の「富士山の本地」による。写本は数点その存在が知られているが、現時点で活字として参照できるものは、岩科小一郎『富士講の歴史―江戸庶民の山岳信仰』（名著出版、一九八三年）、『富士吉田市史』史料編・第五卷（富士吉田市、一九九五年）と二度にわたって翻刻された北口本宮所蔵本のみである。後者の方が誤読は少ないが、皆無ではない上に付された説点に不審な箇所が多く全幅の信頼はおけない。

前掲注5『角行系富士信仰』三五頁に、本稿で用いているものとは別の『公事の巻』写本から引用した、そのお身抜の再現があるので参照されたい。

角行系独特のデザインによる護符の一例として、『公事の巻』にて示されている、子供が生まれて百十日目の食い初めに用いる護符を示す。出典は筆者所蔵の『富士行者記録』と題される写本（明治期の筆写か）に収録されている『公事の巻』である。審問では、図のパーツについて問答が行われている。このような図を角行系の標準とすると、月明が配布した通俗的な図案による養蚕の護符がむしろ異質なものに見える。



11 護符の書写も含めて、東北大学附属図書館所蔵狩野文庫所収、『富士講雑記』二「公事の巻」（狩野文庫No.二一―一五七二―一）、六丁。図はマイクローフィルム（シークエンスNo.2―10644、リールNo.BBI―005、開始コマNo.588）によった。原文のルビは削除し、新たに読点を付した。『公事の巻』には内容の記述から数系統あると考えられ、引用した写本は北口本宮所蔵本と異なる系統に属している。そちらの系統の写本にこの記述は見られない。

12 食行の思想については、拙稿「食行身祿と『一字不説の巻』をめぐるて」、『宗教研究』三〇九、一九九六年）、同「富士行者・食行身祿は本当に「ミロク」だったのか」（『宗教研究』三六二、二〇〇九年）を参照のこと。

13 白根記念渋谷区郷土博物館所蔵の「伝・食行身祿書簡」（享保十八年六月十七日付）。誤読は多いが、同館による展示図録『特別展渋谷の富士講―富士への祈り』（二〇一〇年）にその翻刻がある。

14 「御箱上書并御足駄訣一卷」と称される自筆文書（個人蔵・富士吉田市歴史民俗博物館寄託中）に「このすゑのよ三万年余」という記述がある。「すゑのよ」は身祿の御世を指す。

15 『食行身祿一切決定の読哥』にある表記。前掲注8『富士講の歴史』、五一―七頁上の翻刻によった。

16 「富士講」なるものは、字義通りには立場によらず富士信仰のグループを指すものであるが、富士信仰史上、「富士講」には近世前期から存在が確認される修験道によるものと、ここで論じる角行系の富士講とがある。前者は中部地方から近畿地方に分布し、後者は江戸を中心として広がった。両者は宗教上の立場も全く異なる。筆者による角行系の分類でいう「富士講」は、食行を崇拜する対象に含み、食行―講祖―自らという形で教えの系統（法脈）を形成し、集団化および組織化していることが大きな特徴である。

17 江戸の一般に富士講のことが知られるのは、安永八年（一七七九）に書か

れた朱楽菅江の『大抵御覽』にある高田（東京都新宿区）の富士塚築造の記事が（現時点では）最古と考えられる。公的な文書としては、寛政七年（一七九五）の江戸町触に取締対象として富士講の名が現れるのが最古である。食行没後からその間、江戸在住の立場にて富士講の存在を記した文獻は知られていない。

¹ 富士講抗争史の一断面―村上光清と田辺十郎右エ門の場合『あしなか』一九〇輯、一九八五年）

¹⁹ 遠藤が用いている文書は、本文にもあるように現在では解散した宗教法人が所蔵していたものであり、現在の所在は不明である。彼らが所蔵していた文書群は地元の富士宮市教育委員会に寄託されたが、富士御法解散後に彼らの後継とする宗教法人・富士教（静岡県御殿場市）が引き取っていったという。ただし、寄託の時点で「古文書はほとんど無くお身拔ばかりだった」（富士宮市教育委員会の談）ということと、相当数の文書が、寄託以前の段階で既に失われていた可能性が高い。また、遠藤は紹介する富士御法旧蔵の文書について、整理したりその翻刻を公表するということをしていない。よって、遠藤が引用する富士御法の文書は角行系の研究をする上で非常に価値が高いにも関わらず、他の研究者がそれらを引用なり紹介することが困難になっている。事実、本文で用いた文書の詳細や全容はここで引いた以外に全くわからない。

²⁰ 沢登寛聡「身祿派師職の継統と江戸十一講の成立」（『富士山をめぐる日本人の心性』、岩田書院、二〇〇七年、所収）、二五四頁。

²¹ 前掲注8『富士講の歴史』、二二四頁。

²² 前掲沢登論文、二五四頁。

²³ 「心の迷い万事に一心決定一筋につき起請文」（『富士吉田市史』史料編第五卷、一九九五、所収）では「好太夫」、『富士山烏帽子岩食行身祿御由緒傳記』（二七七―成立、一八六〇書写の筆者所蔵写本による）では「此多吉ハいま上吉田中雁丸芳太夫なり」と表記している。訓みを「ヨシダユウ」として字にこだわらず表記したものか。

²⁴ 「一統」という表現に根拠はないが、本稿では田辺近江家のみならず、中雁丸・小菊を含めた三家、あるいは田辺・中雁丸の両家を合わせた意味で用いることとする。

²⁵ 前掲注8『富士講の歴史』三二七頁に、岩科が近世から現代までの吉田御師の数を任意の年ごとにまとめた表がある。岩科は表に用いた史料を明示していないが、これを信用すると、彼が挙げている近世の範囲にある年のうち、最大は安政二年（一八五五）の九三軒、最少は安永四年（一七七五）の六十軒である。その他の年では全て八十軒台で推移している。なお、表

中の最大は明治五年（一八七二）の百軒、最少は昭和四二年（一九六七）の十二軒である。

²⁶ 江湖浪人月所なる人が『甲斐国志』の草稿を修補して成ったという『隔搔録』という富士山各所や角行系の歴史について記したもの（文化十三年（一八一六）成立）に、このようにある。田辺と食行遺品を紹介し、結果田辺の羽振りのよさが無比となったことを示している。「身祿カ隨身ノ物件傳ヘテ十郎右衛門ガ家ニ在リ行者共ハ何レノ家ニ投宿スルトモ必往テ拜スルナリ」今吉田口ノ師職八十余家〇熱（大谷注・上の二字は信州大学附属図書館所蔵本から「勿然」ではないかと思われる。ただしこの写本もこの箇所は「勿熱」となっていて、同じ語句と思われる別の箇所はこの字が当てられている。http://moaej.shinshu-u.ac.jp/?p=270（参照二〇一三年二月二〇日）を参照）此家ニ比スルモノナシ身祿カ余蔭ナリ」（『甲斐叢書』第七卷、甲斐叢書刊行会、一九三五、三六二頁）。

²⁷ 二〇〇八年、同館では「身祿の聖物 田辺近江家資料を中心に」と題して、田辺旧蔵の食行関係の遺物が企画展として公開された。内容は同名の図録に詳しい。

²⁸ 最近沢登が発表した「内山善三郎と江戸富士講身祿派田邊流の再興―内山講の結成を中心として」（『関東近世史研究会編『関東近世史研究論集』二宗教・芸能・医療、岩田書院、二〇一二年）によると、中雁丸は内山善三郎なる行者を顕彰する文書を書いた（草稿と思しき文書が中雁丸の末裔に伝わっているという）。これは物語となっていて、内山が講員として属していた講は他の御師の顧客だった。彼は田辺所蔵の食行遺品を見に行きたがったが、その講頭は消極的だった。そこで内山は仲間を語らい、中雁丸と出会うことで田辺宅を訪れ、食行の残した文書を拝読する。食行遺文に感激した内山は田辺に御師を鞍替えし、宝暦十二年（一七六二）、自ら新たに同行を結成する、という筋書きである。しかし、当時の富士信仰を考えると、田辺以外の吉田御師たちの富士信仰は従来の、本稿註3で言うような伝統的なものであり、内山の行動はそこから田辺やその一統が推す富士信仰へ寝返ったことを意味している。つまり、内山たちを顕彰するこの文書は、同時に従来の富士信仰を行う御師たちからの鞍替えを推奨し、食行遺品への興味をかきたたせ、自らの売る富士信仰を勧めたものではなかったか。沢登はこの文書の梗概を示すのみで、筆者の推測も沢登の論文を読んだ限りでの所感に過ぎない。全文が公開されることを期待するものである。²⁹ 東京都足立区の綾瀬稲荷神社が所蔵する拝み筆筒には、同じく所蔵の『三十一日の巻』巻子を錦の袋に入れ、立てて飾れるスタンド状の台が付属している。これは、『三十一日の巻』巻子自体が崇拜物の一つと化していた例

と言える。

³⁰『甲斐国志』巻三五（山川部第十六上）、富士山の項の「富士行者略伝」、食行の項に「入定ノ日ヨリ終焉ノ日マテ三十一日ノ間詠歌アリ十郎右衛門モ與ニ歌ヲヨミケリ共ニ記シテ三十一日ノ巻トテ今ニ田邊カ家ニ傳ハリ信者ノ求ニ應シテ寫サセケル」（『甲斐国志』上、甲陽図書刊行会、一九一一年、五九三頁）とある。

³¹解題と翻刻、そして南沢の肖像が「成城大学民俗学研究所所蔵『不二信心独談手習真月集』—解題と翻刻」（『インド学諸思想とその周延—仏教文化学会十周年・北條賢三博士古稀記念論文集』所収、山喜房仏書林、二〇〇四年）にある。他に、信州大学附属図書館による「近世日本山岳関係データベース」にも、『真月集』の乾巻のみが公開されており（<http://moaej.shinshu-u.ac.jp/?p=311>（参照二〇一三年二月二〇日）、肖像を拡大して見ることもできる）。

³²真行妙仲による写本が狩野文庫にある（狩野文庫No.二一五八一—一）。

³³前掲注26『隔搔録』三六二頁。

³⁴前掲注8『富士講の歴史』二九六頁。なお、このお伝えは岩科個人の所有でもあるようだが、彼が一九九七年に亡くなって以後の所在は知られていない。

³⁵『富士吉田市歴史民俗博物館展示解説』（富士吉田市教育委員会、一九九五年）、十一頁。

³⁶前掲注26『隔搔録』三四七頁。

³⁷前掲注20『身祿派師職の継統と江戸十一講の成立』。

³⁸沖本博「山包講と「禅行」を追って—房総の富士講調査報告その四」（『房総の石仏』第八号、一九九二年）によると、南麻布（東京都港区）の天現寺（文中では「天源寺」）墓地に屋号「紙文」と刻まれた彼の墓があるという。筆者が確認したところ、当寺の三浦家墓所にあるその墓碑は真行本人のものではなく、彼の子孫を弔うもの（明治二十八年（一八九五）造立）である。その墓碑には山真講紋もあり、明治三十年（一八九七）に没した代の戒名が行名であることから、少なくともその人までは富士講先達を続けていたことが知られる。

³⁹真行が自身の富士信仰について書き集めた著作であり、その巻末にも「真行妙仲敬伸」として署名する。狩野文庫所蔵（狩野文庫No.二一五五二—一）。

⁴⁰『真行妙仲敬伸記』の記述による。

⁴¹『東北帝国大学所蔵狩野氏旧蔵書仮目録』（東北帝国大学図書館、一九一四年、三二二頁）。

⁴²『東北大学附属図書館所蔵狩野文庫マイクロ版集成』第2門 哲学・宗教・教育（丸善）、シークエンスNo.210642、リールNo.BBI-007、開始コマNo.367。

⁴³前掲注8『富士講の歴史』一四七頁。ただし、岩科はこの軸装された護符の所有者を明らかにしていない。

⁴⁴井野辺茂雄『富士の信仰』、古今書院、一九二八年、三二八頁、また岩科前掲書二五五頁。

⁴⁵初版は Harvard Business Review Press、一九九七年。現在入手し得る和訳は、クレイトン・クリステンセン著・伊豆原弓訳・玉川俊平太監修『イノベーションのジレンマ—技術革新が企業を滅ぼすとき』（増補改訂版、翔泳社、二〇〇一）。クリステンセンは、これを皮切りにして現在もイノベーションをテーマとした著作を刊行し続けている。

⁴⁶「本多中務大輔殿より問合富士講之儀ニ付寛政度以来町触等調」（『市中取締類集』出家社人之部、嘉永元年十月。翻刻は『市中取締類集』十六、『大日本近世史料』所収、東京大学出版会、一九八四）によれば、寛政九年（一七九七）、御府内当山派修験総代の宮本院と医王院は寺社奉行土井大炊頭に、富士講が俗人なのに彼らの職分を侵し祈禱をすることで迷惑していることを理由として、富士講の禁止を願い出た（一九四頁）。その訴状によると、先立つ寛政六年にも訴えており、その時は富士講を取り締まる町触が江戸町奉行所から出されたが、寛政九年の時は失敗したらしい。この寛政七年一月に発せられた町触が、以後頻発される富士講取締令の最初とされる。

⁴⁷そうした事例を示すものとして、川路（長野県飯田市）で行われていた富士垢離行事について書かれた熊谷治郎「川路の富士講」（『伊那』一九五六年二月号、一九五六年）が詳しい。ここに来ていたのは河口御師だった。

⁴⁸田子山富士や本文中の板碑破片については、『調査報告書田子山富士』（志木市の文化財第二十二集、埼玉県志木市教育委員会、一九九六年）に詳しくい。